

神戸女子大学及び神戸女子短期大学における障がい学生支援に関する基本方針

基本理念

神戸女子大学・神戸女子短期大学（以下「本学」という。）は、関連諸法（「障害者基本法（昭和45年法律第84条）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」）に基づき、本学の提供する様々な機会において、障がいの有無や程度によって分け隔てられることなく、教育研究の水準を維持しつつ、学生が相互に人格と個性を尊重しながら学ぶことのできる環境の実現に努める。

基本方針

本学に在籍する障がいのある学生に対する修学支援（修学上の特別措置）は、当該学生本人からの支援要請（意思の表明）に対し、「合理的配慮」という考え方にに基づき、必要かつ合理的な範囲で行う。この支援は単位の修得や資格取得、卒業を保証するものではなく、障がいのない学生と同等の修学機会を保証するためのものである。

(1) 機会の確保

学生が障がいを理由に修学を断念することがないように修学機会の確保に努める。

(2) 決定過程

障がいの学生の支援における権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要請（申出）に基づき、調整を行う。

(3) 支援の範囲

授業、実習、課外活動、学内行事等、本学の教育に関する全ての事項を対象とする。

(4) 教育方法等

必要かつ適切な情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価等について相互理解、共有を図る。

(5) 施設・設備等

安全かつ円滑に学生生活を送ることができるよう、教育環境の整備に努める。

(6) 啓発・情報発信

障がいを理由とする差別の解消を推進し、障がいのある学生への支援を通して大学全体の教育力の向上を目指すため、全教職員及び学生への啓発と情報発信を行う。

配慮に際しては、当該学生が現に置かれている状況を考慮のうえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、本学と当該学生との建設的対話による合意を経て、相互理解関係を構築したうえで柔軟に対応する。

合理的配慮にあたらぬもの

以下のようなものは、一般的に本学にとって「過重な負担」にあたるものとする。

- (1) 本学の教育活動の目的・内容・評価の本質を損なう可能性のあるもの。
- (2) 物理的・技術的な制約、人的・体制上の制約、及び事務・事業規模の制約等によって、実現が不可能なもの。
- (3) 本学の財務状況に照らして、費用・負担が過大となるもの。
- (4) その他、要請のあった支援が、どうしても困難と判断されるもの。

「過重な負担」と、本学がやむを得ず判断したものについては、当該学生にその理由を丁寧かつ詳細に説明するものとする。また、一方的な通知に終わることのないよう、代替措置の提示も含め、双方の建設的対話によって必要かつ十分な調整を行い、相互理解関係の構築を通じて当該学生からの理解を得られるよう努めるとともに、当該学生の修学を必要かつ合理的な範囲で積極的に支援する。

支援体制

- (1) 本学は、全学的な審議組織の統括のもと、障がいのある学生の所属する学部（学科）・研究科、関係部署等が緊密に連携し、すべての教職員の協働により、障がい学生支援に係る取り組みを組織的に推進する。
- (2) 学生からの支援要請の窓口は、「学生支援室」とし、必要とされる合理的配慮の内容に応じて、学生の所属する学部（学科）・研究科、授業担当教員及び各部署（教務課、保健室、学生相談室、キャリアサポートセンター等）と連携を図ることにより、適切な支援の提供に努める。
また、学内における支援状況等の情報を適切に管理することで、支援内容・方法の充実を図る。

個人情報保護と守秘義務

支援者が支援をするうえで知り得た障がい学生の個人情報（障がいや相談の内容を含む。）の管理を厳密に行い、外部支援機関等の第三者に個人情報の開示や提供が必要な場合は、本人の同意を得るものとする。

ただし、障がい学生へ連携支援を行うために必要と本学が判断した場合、集団守秘義務を十分に遵守しつつ支援者間での個人情報の共有を行うことができる。